



病院医療従事者の過剰労働軽減に関するお願い



近年、働き方改革が社会の大きな流れになっていますが、中でも医療従事者の過剰労働については、その程度が著しく、多くの医療機関が労働基準監督署から指導を受けているのが現状です。当院でも、特に医師については、時間外勤務の著しい増加があり、休日もなかなか取れない状況です。

当院の医療従事者の健康維持のためにも、過剰労働の軽減を図る一環として、患者さんやご家族の皆様には、以下についてご理解とご協力をいただけますようお願いいたします。

病状や手術・処置の説明は原則勤務時間内に行うことといたします。(勤務時間:平日 8:30~17:00)

上記につきまして、これまでは、ご家族等の希望を優先しておりましたが、夕方以降や土日祝日に説明が行われることが多く、医療従事者の過剰労働の大きな要因の一つでした。

これを解消するため、医療従事者からの説明やご相談への対応は原則勤務時間内(平日 8:30~17:00)に設定させていただきます。

ただし、診療の関係(医療従事者側の都合)や緊急事態の場合はこの限りではありません。



当院では、グループ診療制(複数主治医制)を行っています。



当院では、診療科においてグループ診療制(複数主治医制)をとっています。診療科の体制により、主に診察や説明を行う、いわゆる担当医が決められていることもありますが、診療グループ内で確実な情報共有を行うことにより、診療グループ内の複数の医師が適切に診療を行える体制になっております。(複数主治医制)

そのため、診療や学会などの都合により平日の勤務時間内であっても、担当医以外が診療にあたる場合があります。

また、平日夜間、休日(土日祝日)の診療については、当直医や当番医師が対応させていただきます。必要に応じて担当医と連絡をとりながら適切に診療を行いますのでご安心ください。

当院の診療レベルを維持しながら、医療従事者の労働環境を整えるため、患者さん、ご家族の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

北海道大学病院長